

令和3年3月22日

学生及び保護者の皆様へ

徳島大学長
野地澄晴

授業実施・学生生活及び課外活動について（3月22日更新）

緊急事態宣言が解除されたことに伴い、令和3年3月8日に通知しました内容を、下記のとおり更新します。BCPは、全学レベル1を継続します。

宣言は解除されましたが、新規感染者数は下げ止まりとされ、リバウンドも危惧されています。気を緩めることなく感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

また、進学や帰省等により県をまたぐ移動が増加するため、4月1日（木）から14日間は特別警戒期間として、万全の感染対策に努めてください。

なお、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

◆対象期間 当面の間

◆特別警戒期間 令和3年4月1日（木）から令和3年4月14日（水）まで

BCP レベル 1：全学

1. 授業等について

(1) 授業等は、下記のとおり実施します。

①特別警戒期間は、原則、遠隔授業等で実施します。

ただし、感染状況に応じて学部等の判断により、十分な感染防止対策を講じた上で対面授業及び学位取得のための研究等を実施する場合がありますので、本学ホームページ、教務システム、メール等を隨時確認し、指導教員等の指示に従ってください。

② 4月15日（木）以降は、学部等において十分な感染防止対策を講じた上で対面授業及び学位取得のための研究等を実施します。

※「遠隔授業等」とは、Web環境を活用したTeams、Zoom、ライブ配信システム、manaba等による教材配付、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指す。

※「対面授業」とは、講義室等で行う一般的な授業（定期試験を含む）のほか、演習、実験、実習、卒業研究を含みます。

※ネット環境が十分でない学生に向けて、Web環境と感染防止対策が整った教室を確保しています。

詳しくは学部等の掲示板等をご確認ください。

(2) 体調確認期間の確保や感染又は発熱等の風邪症状等の理由により、授業等（定期試験を含む）に出

席できない学生については欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置、定期試験については追試験等の措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないようになりますので、**各学部学務担当係（教養教育科目は教養教育係）へ連絡してください。**

2. 授業実施及び生活上の注意事項について

- (1) 屋外で人と十分な距離（2m以上）が確保できる場合以外はマスクを着用し、大声での会話や必要以上の会話は控えてください。
- (2) 3密（密閉・密集・密接）が回避できないような空間に集団で集まることを避けてください。
- (3) 授業終了後は、学内に留まらず帰宅し、自宅で事前・事後学修を行ってください。
- (4) 日頃から十分な栄養、睡眠を確保し、毎日の体温測定など、適切な健康管理を行ってください。
- (5) 手指の消毒や咳工チケットの励行により、感染予防を徹底してください。
- (6) 大学から発信される情報に常に注意を払い、適切に対応してください。大学からの通知は、原則「本学ホームページ」又は「学生用教務システム」から配信しますので、隨時確認するようお願いします。
- (7) 対面授業を開始するまでに、徳島県内にて14日間の体調確認期間を設けることとしていますので、4月1日（木）までに徳島へ移動するようお願いします。
やむを得ず県をまたぐ移動をする場合には、移動先の都道府県が発信している最新の情報を確認し、感染予防対策を徹底する、又は感染拡大の警報等が発信されている地域への移動を見合わせるなど、感染リスクに応じた対策をしてください。
ただし、診療現場で教育を受ける学生は、当該診療施設の対応に従ってください。
- (8) 体調不良や保健所や医療機関の指示でPCR検査を受ける場合、親しい友人や同居する家族が濃厚接触者になった場合、濃厚接触者として保健所から連絡を受けた場合などは、必ず各学部学務担当係へ連絡するとともに、「新型コロナウイルスに関する措置（学生版）」に従って対応してください。
- (9) アルバイトについては、3つの密（密閉・密集・密着）を回避できない、また、マスクを着用しないよう指導される等、感染予防上、問題があると考えられるアルバイトは自粛してください。
※ 学生後援会に、学生の経済的支援を目的とする「学生金庫」の制度があります。無利息で10万円（上限）の貸し付けを受けることができる制度です。
詳しくは、各学部学務担当係か徳島大学学生後援会にお問い合わせください。
- (10) 「5つの場面」（詳細は参考資料参照）は感染リスクが高まりますので留意してください。特に、集団行動（特に飲み会、カラオケ、ドライブなど）は、引き続き、自粛してください。
- (11) 喫煙場所での感染リスクが指摘されていますので、喫煙される方は注意してください。
- (12) 海外渡航について、私事渡航は自粛してください。また、海外から帰国した場合は、14日間の自宅

待機のうえ、体調確認を行っていただくことになります。

3. 学内への立入について

感染拡大防止に最大限の配慮（3密回避、マスクの着用、咳工チケット、手洗い手指消毒等）をした上で、登校してください。

※ 通学時に列車やバス等の公共交通機関を利用する場合は、必ずマスクを着用するとともに、人とは離れて座る、手すりやつり革等、不特定多数の者が触れるものには触れない等の感染防止対策を講じてください。また、目的地に到着した際は、必ず手指の消毒を行ってください。

4. 特別警戒期間中の対応について

令和3年4月1日（木）から4月14日（水）の間は、特別警戒期間として、更につきの対策を強化してください。

- (1) 4月1日（木）以降はできる限り県外への移動は避け、検温等の健康管理を行ってください。
(2) 家族以外の複数人での食事は自粛を求めます。日常時も飲食しながらの会話は避けてください。

5. 課外活動上の注意について（公式・非公式の別は問わない。）

(1) 課外活動

特別警戒期間中は県外地域での課外活動は自粛してください。

なお、県内での課外活動は下記の事項に留意し、令和3年2月1日以前に活動許可をもらっている場合でも、改めて助言指導教員と相談のうえ、「課外活動再開申請書」を提出し、許可を得た場合は、活動を可能とします。

①屋内施設での課外活動について

密集対策、密着対策、手洗い、うがい、マスク着用、また、参加者を必要最小限の人数に分割するなど、十分な感染防止対策を講じてください。

また、音楽系サークルなどで集団での活動が必要な場合は、人ととの間に十分な距離をとり、定期的な換気を行い、活動中の私語を禁止するなど3密対策を講じてください。

②屋外施設での課外活動について

密集対策、密着対策、手洗い、うがい、マスク着用など、十分な感染防止対策を講じてください。

なお、各体育系サークル等が所属する連盟が公表している活動指針がある場合は、これを十分確認し、指針に基づいた活動を行ってください。

③他大学の学生等と一緒に行う課外活動について

前記①、②にかかわらず、特別警戒期間中は学外者と一緒に行う課外活動については、活動を自粛してください。

(2) 課外活動関連のイベント等

イベント等は、特にクラスター（集団）による感染発症リスクが高いことが想定されますので、開催や参加にあたっては、下記の事項に留意してください。

なお、**本学の学生団体等がイベントを主催する場合又は他機関等が主催するイベントに参加する場合**は、**必ず「集会・行事届」に必要事項を記入し、開催又は参加の1週間前までに、参加者名簿に開催要**

項等を添えて学生支援課へ提出してください。

①本学の学生団体等が主催するイベント

特別警戒期間中は学外者の参加が見込まれるものは、開催を自粛してください。

なお、上記以外の屋内イベントは、最大1,000人で収容率が50%以内であること、屋外イベントは、最大1,000人で、人ととの十分な間隔（2m以上）を確保することとし、参加者の人数や氏名等の管理が出来る場合に限り、開催を可能とします。

②他機関主催の大会やイベント

十分な感染防止対策を講じた上で参加は可能とします。

ただし、特別警戒期間中の参加は自粛してください。

(3) 勧誘活動及び勧誘イベント等

屋内・屋外を問わず、**少人数や短時間であっても飲食を伴う勧誘活動や会合は、引き続き、自粛してください。**

なお、課外活動の見学会については、3密が回避できるよう人数を制限し、十分な感染防止対策を講じた上で実施して構いません。

また、屋外での手渡しによるチラシ等の配布や勧誘時には、勧誘等に参加する部員数を最小限に制限し、3密が回避できるよう十分な感染防止対策を講じて実施してください。

※ 動画配信を行う場合は、事前に学生支援課に相談が必要です。また、動画等作成時においては、3密の回避等、十分な感染防止対策を講じて実施してください。

(4) 課外活動施設の使用

課外活動施設（学生会館、体育館、課外活動棟）の使用については、**感染防止対策を講じた上での使用は可能**とします。なお、3密対策を講じることが難しい部室やトレーニングルーム、シャワールームは、1回の入室人数を必要最小限に制限する、使用後のアルコール消毒や換気等、十分な感染防止対策を講じて使用してください。

(5) 物品の貸し出し

物品の貸し出しは、引き続き行いません。

(6) 上記(1)から(4)に記載した事項が守られない場合は、当該学生団体の活動を制限する場合がありますので注意してください。

以上

【各部局問合せ先】

(教養教育に関すること)	教養教育係	088-656-7308
(常三島キャンパス)		
総合科学部・総合科学教育部・創成科学研究科(地域創成専攻・臨床心理学専攻)	学務係	088-656-7108
理工学部・先端技術科学教育部・創成科学研究科(理工学専攻)	学務係	088-656-7315
生物資源産業学部・創成科学研究科(生物資源学専攻)	学務係	088-656-8021
(蔵本キャンパス)		

医学部医学科・医科栄養学科・医科学教育部・栄養生命科学教育部	学生係	088-633-7982
医学部保健学科・保健科学教育部		088-633-7030
歯学部・口腔科学教育部	学務係	088-633-7310
薬学部・薬科学教育部	学務係	088-633-7247

【こころの不安に関する問い合わせ先】

キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門 連絡先：088-656-7637、hscc.counseling@tokushima-u.ac.jp

【学生生活及び課外活動に関する問い合わせ先】

学務部学生支援課学生支援係 連絡先：088-656-7086、7287

〔「学生金庫」に関する問い合わせ先〕

徳島大学学生後援会 連絡先：088-656-7087

参考資料

- ・分科会から政府への提言（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会）
感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」
場面①飲食を伴う懇親会等、場面②大人数や長時間におよぶ飲食、場面③マスクなしでの会話
場面④狭い空間での共同生活、場面⑤居場所の切り替わり など
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf
- ・クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会事務局）
業種ごとのクラスターの発生要因や知見・教訓等、クラスターのイメージ例 など
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/kongo_kento_12_2.pdf

新型コロナウイルスに関する措置（学生用）

